

鳥栖市訓令第13号

鳥栖市公印規程（昭和63年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月22日

鳥栖市長 向 門 慶 人

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前									改正後								
別表第1									別表第1								
種類	名称	ひな形	寸法 (ミリメートル)	形状	書体	使用区分	管守者	個数	種類	名称	ひな形	寸法 (ミリメートル)	形状	書体	使用区分	管守者	個数
略									略								
特殊印	略								特殊印	略							
	市長印	32	縦4 横1 0	長方形	〃	個人番号カード、特別永住者証明書及び在留カードの追記用	市民課	2		市長印	32	縦4 横1 0	長方形	〃	個人番号カード、特別永住者証明書、 <u>在留カード、特定特別永住者証明書及び特定在留カードの追記用</u>	市民課	2
略									略								
別表第3									別表第3								
名称	ひな形	寸法 (ミリメートル)	形状	書体	使用区分	取扱責任者			名称	ひな形	寸法 (ミリメートル)	形状	書体	使用区分	取扱責任者		

		一 ト ル)				
略						
市長 印	略					
2 2	縦 3 横 8	長 方 形	〃	個人番号カード 特別永住者証明書 在留カード		市民課長
略						
市長 職務 代理 者印	略					
5 2	縦 6 横 8	長 方 形	〃	個人番号カード 特別永住者証明書 在留カード		市民課長
略						

		一 ト ル)				
略						
市長 印	略					
2 2	縦 3 横 8	長 方 形	〃	個人番号カード 特別永住者証明書 在留カード 特定特別永住者証明書 特定在留カード		市民課長
略						
市長 職務 代理 者印	略					
5 2	縦 6 横 8	長 方 形	〃	個人番号カード 特別永住者証明書 在留カード 特定特別永住者証明書 特定在留カード		市民課長
略						

附 則

この訓令は、令和8年6月14日から施行する。